

第26回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和元年9月27日

午前10時00分～午前10時55分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	吉田 真利子	齋木 弥	

○ 欠席委員

鈴木 和幸

○ 議 件

議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第94号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第95号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第96号 農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第97号 現況証明願いについて

議 長 只今より第 26 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、5 番元山委員さん、6 番阪口委員さん、よろしくお願いいたします。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということで本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は鈴木委員さんが病気のため入院しているということで欠席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。

事 務 局 長 それでは、第 25 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。整理番号 1 番、8 月 27 日第 25 回農業委員会総会がここ委員会室で行われております。委員 12 名と事務局が出席しております。次整理番号 3 番、9 月 12 日現地調査が、奥オソツベツで開催されております。第 2 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。次に整理番号 4 番、9 月 13 日、現地調査が美留和で開催されております。第 3 ブロックの委員さんと事務局が対応しております。以上簡単でございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、議案第 93 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局説明お願いいたします。

事 務 局 総会資料 2 頁をお開き願いたいと思います。議案第 93 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。令和元年 9 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。3 件の申請がございます。いずれも財務省名義の号線地の所有権移転の申請となっております。

早速申請番号 1 番から説明させていただきたいと思います。権利は先ほど説明した通り、所有権移転。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇。公簿現況地目とも畑でございます。面積が、〇〇〇〇㎡。譲渡人が、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。申請事由につきましては、農地を隣接者へ譲渡。また隣接地のため譲渡を受ける。としてございます。その他の状況といたしまして、契約の種類は売買となっております。金額は〇〇〇〇円。10 アールあたり約〇〇〇〇円となっております。図面につきましては 3 頁をご参照願いたいと思います。

続きまして申請番号 2 番でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆の計 3 筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡となっております。譲渡人は先ほど申したとおり、〇〇〇〇となっております。譲受人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。申請事由につきましては先ほどと同様でございます。その他の状況といたしましては、契約は売買。金額は、〇〇〇〇円。10 アールあたり約〇〇〇〇円となっております。図面につきましては、4 頁 5 頁に跨ってございますのでご参照願いたいと思います。

最後 3 番目になります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の計 2 筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は同様の、〇〇〇〇。譲受人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。申請事由につきましては、先ほどと同様でございます。契約の種類は売買。金額は、〇〇〇〇円。10 アールあたり約〇〇〇〇円となっております。図面につきましては、4 頁 5 頁となっておりますのでご参照願いたいと思います。また最終頁になりますが、3 条調査書を添付しております。いずれも問題なしとしております。以上、簡単ではありますが議案第 93 号の説明といたしま

す。ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告を受けたいと思います。申請番号1番2番3番について、8番新木委員さんよろしく願いいたします。

新木委員 8番新木です。申請番号1番から3番の現地調査は9月12日に望月委員、阪口委員、小林委員、私と事務局で実施しました。
今回の申請は〇〇〇〇の所有の号線地であります。いずれも農地と地続きであり、申請地も農地としての活用をされていることから、問題なしと判断しております。
以上、簡単であります。現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第93号を決定させていただきます。次日程6、議案第94号「農業振興地域整備計画の変更について」日程7、議案第95号「農地法第5条の規定による許可申請について」一括事務局提案をお願いいたします。

事務局 それでは総会資料6頁になります。議案第94号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和元年9月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

まず整理番号1番からご説明させていただきたいと思います。区分につきましては、用途変更。所在につきましては、字〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目とも畑となっております。面積につきましては、〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇〇㎡となっております。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称は、スタックサイロの造成。事業期間につきましては、許可日から令和元年12月31日の造成となっております。事業内容につきましては、スタックサイロを5基造成する予定でありまして、〇〇〇〇㎡。後農機具置場、作業スペースがございます。合計で、〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、将来の規模拡大及び経営の効率化のため、新たにスタックサイロの造成が必要となったため。土地選定の理由につきましては、現有施設に隣接することで効率的な利用が可能のため。となっております。その他の状況といたしまして、事業費につきましては、自ら整地を行うこととしており、ゼロ円ということとなっております。備考欄にこの申請地の所有者ということで、〇〇〇〇氏の名前を記載してございます。

続きまして整理番号2番になります。同じく区分は用途変更になります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積につきましては、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましては、スタックサイロ、ロール置場の造成となっております。事業期間につきましては、許可日から令和元年12月31日となっております。事業内容につきましては、スタックサイロが9基の〇〇〇〇㎡、ロール置場が、〇〇〇〇㎡となっております。その他通路駐車スペース、作業スペースがありまして、合計で〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性につき

ましては、将来の規模拡大及び経営の効率化のため、新たにスタックサイロ、ロール置場の造成が必要となったため。土地選定の理由につきましては、当該地に造成することで効率的な利用が可能のため。としてございます。その他の状況といたしまして、本申請も自ら造成を行うということで、ゼロ円となっております。備考欄には、所有者であります、〇〇〇〇氏の名前を記載してございます。整理番号1番につきましての図面につきましては7頁、配置求積図につきましては8頁、整理番号2番につきましては図面につきましては9頁、配置求積図につきましては10頁をご参照願いたいと思います。またこの2件の申請につきましては、併せて農地法第5条の申請がありましたので引き続き説明したいと思います。

総会資料11頁をお開き願いたいと思います。議案第95号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。令和元年9月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。申請番号1番でございます。内容につきましては、先の説明と同様のため割愛させていただきます。申請番号2番につきましても同じでございます。続きまして12頁をお開き願いたいと思います。申請番号1番にかかる5条申請関係の意見書案となっております。令和元年9月9日付けに申請を受理してございます。また申請の権利の種類また事業計画につきましては先ほど説明させていただいたとおりですので割愛させていただきます。農地の区分についての判断につきましては、面積が、〇〇〇〇㎡。該当事項とした判断理由は、申請地は弟子屈町役場から北方向へ約10kmに位置する農振農用地区域内の農地である。現在農用地区域から用途変更の手続き中である。としてございます。農地転用に関する許可基準からみた意見当申請地は経営の効率化及び将来的な規模拡大のため、農業施設整備スタックサイロ造成をするものである。現有施設に隣接しており効率的な利用が可能な場所である。当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われる。としてございます。以下の項目につきましては、申請書及び添付書類を確認したところ問題もなく、下段にありますように総合意見においては、許可相当としてございます。

続きまして13頁をお開き願いたいと思います。13頁の意見書案につきましては申請番号2番に係る意見書の案となっております。先ほどと同様に事業計画までは割愛させていただきます。農地の区分についての判断につきましては、該当事項とした判断理由といたしまして、申請地は弟子屈町役場から北方向へ9kmに位置する農振農用地区域内の農地である。現在農用地区域から用途変更の手続き中である。としてございます。農地転用に関する許可基準からみた意見及び理由になりますが、当申請は経営の効率化及び将来的な規模拡大のため、農業用施設整備スタックサイロ及びロール置場造成をするものである。整備により効率的な利用が可能な場所である。当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われる。としております。また以下項目につきましては先同様申請書、添付書類を確認し、いずれも問題なしといたしまして、下段にあります総合意見といたしまして、許可相当としてございます。2件とも北海道農業会議へまず意見聴取し、問題なければ北海道へ進達することいたします。以上簡単ではございますが、議案第94号95号の説明といたします。ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願い致します。議案第94号95号を一括で10番渡邊委員さんよろしくお願い致します。

渡邊委員 10番渡邊です。議案第94号95号について、一括して報告いたします。現地調査日は9月13日、出席者は斉木委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。上西委員は所用で欠席しております。いずれも内容はスタックサイロなど土地造成による農業用施設整備となっており、作業の効率化が図れる位置に造成するため、問題なしと判断しております。以上、議案第94号95号の現地説明と致しますのでよろしくお願い致します。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 94 号について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 94 号を決定とさせていただきます。次議案第 95 号について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 95 号を決定させていただきます。次日程 8、議案第 96 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明よろしくお願い致します。

事 務 局 それでは 14 頁をお開きください。議案第 96 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 9 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の 5 件の申請でございます。整理番号 1 番 2 番につきましては、農地保有合理化事業買入事業後の利用権の設定でございます。整理番号 3 番から 5 番につきましては継続による申請でございます。整理番号 1 番 2 番につきましては、第 24 回総会議案第 91 号で議決いただきました、農業公社に所有権移転を行った後のそれぞれ利用権設定の申請でございます。貸付人につきましては、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社理事長、竹林孝氏でございます。整理番号 1 番、所在、字〇〇〇〇、外 5 筆。公簿現況地目とも、畑。合わせまして、〇〇〇〇㎡でございます。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的につきましては、普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、令和元年 9 月 27 日から令和 6 年 7 月 28 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては 16 頁をご覧ください。

整理番号 2 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆。公簿地目現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡でございます。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、令和元年 9 月 27 日から令和 6 年 7 月 28 日までの約 4 年 8 か月間となっております。図面につきましては 17 頁をご覧ください。整理番号 3 番。所在、字〇〇〇〇〇、外 3 筆。公簿地目現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、令和元年 9 月 30 日から令和 6 年 12 月 31 日の約 5 年 3 か月間となっております。図面につきましては 18 頁をご覧ください。

整理番号 4 番。所在、字〇〇〇〇〇、外 6 筆。公簿地目現況地目とも畑。面積、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、弟子屈町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的につきましては、普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 9 月 30 日から令和 5 年 2 月 28 日までの約 3 年 5 か月間となっております。図面

につきましては、19 頁をご覧ください。

続きまして整理番号 5。所在、字〇〇〇〇、外 7 筆。公簿地目牧場及び畑、現況地目は畑。面積、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人、字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 9 月 30 日から令和 6 年 12 月 31 日までの約 5 年 3 か月間となっております。図面につきましては、20 頁 21 頁をご覧ください。

別紙資料、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書が表示してございます。いずれも各項目要件に該当しておりますので、ご参照ください。以上雑駁な説明でございますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 96 号を決定させていただきます。次日程 9、議案第 97 号「現況証明願いについて」事務局説明お願いいたします。

事 務 局 それでは、総会資料の 22 頁をお開き願いたいと思います。議案第 97 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった下記の現況証明願いについて、議決を求める。令和元年 9 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

まず申請番号 1 番から説明させていただきたいと思います。

申請番号 1 番。所在につきましては、字〇〇〇〇、1 筆となっております。公簿地目は畑となっております。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。判定地目は、農地採草放牧地以外。利用状況は未利用地でございます。所有者願出人ともに、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏他 6 名となっております。地目変更のための申請となっております。図面につきましては 23 頁をご参照願います。

続きまして、申請番号 2 番でございます。所在につきましては、〇〇〇〇、1 筆でございます。公簿地目畑。面積は、〇〇〇〇㎡でございます。判定地目は、農地採草放牧地以外。利用状況は、未利用地。所有者願出人ともに、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏他 1 名となっております。図面につきましては 23 頁をご参照願います。

ます。以上簡単ではございますが、議案第 97 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号 1 番 2 番について、8 番新木委員さんよろしくお願い致します。

新 木 委 員 8 番新木です。申請番号 1 番 2 番の現地調査は 9 月 12 日に望月委員、阪口委員、小林委員、私と事務局で実施しました。

申請地は、現況が山林原野状態であり農地としての使用が困難であることから、この申出について問題なしと判断いたしました。

以上、簡単であります。現地調査の報告といたしますのでよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番 2 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第97号を決定とさせていただきます。次日程10、協議5「令和元年度農地パトロール利用状況調査の実施について。事務局説明お願いいたします。

事 務 局 それでは資料右上にですね協議5と書かれております、農地パトロール利用状況調査実施要領がございます。今年度におきまして農地パトロールを実施したいと考えてございます。今年も例年同様、農林課職員、JA職員を含めて荒廃農地調査も含めて実施したいと思っております。趣旨につきましては変わっておりません。期間につきましては公用車の都合になりますが10月中の実施にしたいと考えております。10月3日木曜日、8日火曜日、9日水曜日、11日金曜日のいずれかにさせていただいております。ただし一点ですが3日にあてますと申請が10日迄としておりますので、その間に申請が来た場合再度現地調査をしなければならないということがあるかと思えます。また11日は公用車が2台になりますという状況でございます。対象農地は全農地となっておりますので、ある程度の範囲をパトロールする。主に転用があった場合には写真も含めて、間違いなく転用されているかどうかを確認しながらパトロールを実施したいと思えます。何か不都合な点とか所有者に伝えたいことがありましたら、第8に利用意向調査がありますので、農地をどのように使っていくかということで、今年度は事務局もまず書面で案内をしていこうかと考えてございます。まず日程の方ですが協議をしていただければと思えます。

議 長 休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。

事 務 局 それでは、第1ブロック9日水曜日、第2ブロック8日火曜日、第3ブロック11日金曜日になります。集合時間につきましては後日ご連絡いたします。当日よろしくお願ひ致します。

議 長 その他ありませんか。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。本日、日程1から日程10までそれぞれ決定いたしました。これにて第26回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

午前 10 時 55 分
以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 元山 義久

議事録署名委員 阪口 正明